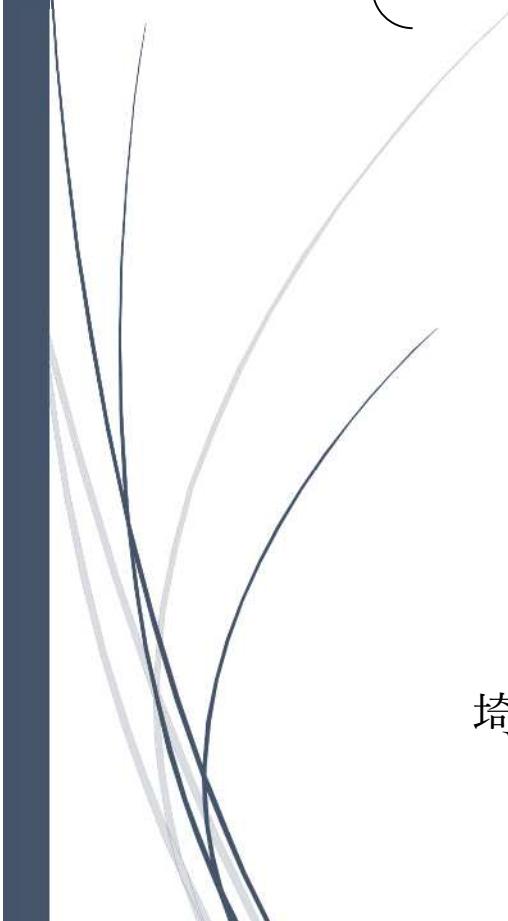




# 令和8年度 会計年度任用職員 募集のお知らせ

- 
- 1 労働相談員
  - 2 障害者雇用開拓員
  - 3 嘱託（公益法人に対する指導・監督・相談業務）
  - 4 嘱託（女性キャリアセンター駐在）

埼玉県産業労働部就業支援課

# 埼玉県産業労働部就業支援課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

## 会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

## 1 職種・採用予定者数・主な職務内容

No.	職 種	採 用 予定者数	主な職務内容
1	労働相談員	3人 ※(A勤務 2人) (B勤務 1人)	(1)電話、面接等による相談対応及び労使調整 (2)広報の実施(SNSを含む) (3)労働法に関する講座の企画及び実施 (4)普及啓発資料の企画及び作成 (5)パソコンによる統計処理 ※ 勤務日数等については本要項3頁の「勤務条件」を参照
2	障害者雇用 開拓員	6人	(1)県内の企業を訪問し、障害者雇用に関する制度や各種支援情報の説明を行う障害者雇用開拓業務 (2)企業訪問報告書作成等の事務作業 (3)障害者就職面接会及び障害者雇用に関するイベント等の係員業務
3	嘱託(公益法 人に対する 指導・監督・ 相談業務)	1人	(1) 公益社団法人であるシルバー人材センターに対する指導・監督・相談業務 (2) シルバー人材センターからの法定調書等の確認・修正指示 (3) シルバー人材センターへの立入検査(約20件)
4	嘱託(埼玉県 女性キャリア センター駐 在)	1人	埼玉県女性キャリアセンターの運営補助に関する業務 (1)センター内の総務事務 文書作成、メール処理、データ入力 (2)女性のデジタル人材育成推進事業の事務補助 文書作成、メール処理、データ入力等 (3)その他、電話対応、各種業務補助

## 2 応募資格・求める人材

<共通>

(1)年齢・性別・学歴は問いません。

(2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

\*地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

<その他の応募資格>

No.	職 種	応募資格	求める人材
1	労働相談員	(3)次のいずれかの条件を満たすこと ア 弁護士、司法書士、社会保険労務士、産業カウンセラー等各種心理系カウンセラーのいずれかの資格を有すること イ 国又は地方公共団体における労働相談業務若しくは労働基準監督署、公共職業安定所での勤務経験があること (4)パソコンの基本操作(ワード、エクセル、電子メール)ができること	・労働法以外に民法や判例等にも精通している人が望ましい。 ・カウンセラー有資格者にあっても労働法令等を熟知している人が望ましい。 ・自治体の相談員として問題の本質を見極め、相談に対応できる人が望ましい。
2	障害者雇用開拓員	(3)障害者雇用開拓に必要な熱意と見識があること (4)次のいずれかの条件を満たすこと ア 民間企業で、人事・労務の業務又は企画・営業の業務に3年以上従事したことがあること イ 民間企業で、障害者雇用の業務に従事したことがあること ウ 障害者の就業支援の業務に従事したことがあること エ ア～ウに準じる業務に従事した経験があること (5)パソコンの基本操作(ワード、エクセル、電子メール)ができること	企業に対し誠実・丁寧に対応ができる人が望ましい。 ・出張先が県内全域にわたる(交通不便地含む)ため、公用車の運転または公共交通機関により毎日企業訪問可能であること。
3	嘱託(公益法人に対する指導・監督・相談業務)	(3)会計事務の経験を有すること (4)業務に必要な範囲の法律や会計制度に関する知識を習得する意欲があること (5)パソコンの基本操作(ワード、エクセル、電子メール)ができること	・日商簿記2級を有することが望ましい
4	嘱託(埼玉県女性キャリアセンター駐在)	(3)企業等で電話応対、パソコン及びインターネットを使用した書類作成事務等の経験、あるいはそれらに準じる経験があること (4)パソコンの基本操作(ワード、エクセル、電子メール、パワーポイント)ができること (5)コミュニケーション能力があり、協調性があること	

### 3 勤務条件

(1)任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間、勤務地(本募集要項 6 頁の案内図参照)

No.	職 種	勤務日数・勤務時間	勤務地
1	労働相談員	A 週4日 月～金曜日のうち別途指定 週 29 時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 (7時間15分) B 週 3 日 月～金曜日のうち別途指定 週 21 時間 45 分 午前 8 時 45 分～午後 5 時 (7時間15分) ※休憩時間(60分):別途指定 *A,Bいずれも勤務日はシフトで指定します。 *夜間ににおける労働講座対応時には勤務時間の変更があります。	埼玉県労働相談センター 埼玉県庁 第2庁舎1階
2	障害者雇用開拓員	週4日 月～金曜日のうち別途指定 (水曜日は全員出勤日) 週 29 時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分 (7時間15分) ※休憩時間:正午～午後1時(60分)	埼玉県障害者雇用総合サポートセンター さいたま市浦和区 北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階
3	嘱託(公益法人に対する指導・監督・相談業務)	週4日 月～金曜日のうち別途指定 週 29 時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 (7時間15分) ※休憩時間:正午～午後1時(60分)	埼玉県産業労働部 就業支援課内 埼玉県庁 本庁舎5階
4	嘱託(埼玉県女性キャリアセンター駐在)	週 5 日・週 29 時間 (例) 月 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分(6時間) 火～金 午前 9 時 00 分～午後 3 時 45 分 (5時間45分) ※休憩時間:正午～午後1時(60分) ※曜日の割り振りについては応相談	埼玉県女性キャリアセンター さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野4階

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日(労働相談員Bは5日) その他、県の規定によります。

(5)報酬

No.	職 種	報 酬 額
1	労働相談員※	月額:181,700円～212,600円 (時間額:1,446円～1,692円)
2	障害者雇用開拓員	
3	嘱託(公益法人に対する指導・監督・相談業務)	
4	嘱託(埼玉県女性キャリアセンター駐在)	月額:165,700円～196,500円 (時間額:1,319円～1,564円)

※労働相談員は、週29時間勤務Aの場合の報酬額となります。

なお、週3日21時間45分勤務Bの報酬額は、月額：136,300円～159,500円（時間額：1,446円～1,692円）となります。

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

#### (6)諸手当

期末手当・勤勉手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

#### (7)交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

#### (8)社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり（加入条件を満たす場合に限ります。）

※災害補償については、公務災害補償制度が適用されます。

※勤務条件については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等により、勤務条件の変更や採用が取り消される場合があります。

### 4 応募について

(1)応募は、令和8年2月2日(月)【必着】までに次の応募書類に必要事項を記入の上、本募集要項5頁の6の担当宛てに提出してください。

※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

#### 【全職種共通】

<1>履歴書（第1号様式）及び身上書（第2号様式）

※履歴書には写真を貼ってください。（画像データを様式の所定の場所に貼り付けた上でプリントしたものでも可）

※第一次審査の結果と面接の時間及び場所を連絡するため、平日の昼間に確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。

※第1、第2号様式はそれぞれA4判の大きさに印刷して提出してください。

<2>職務経歴書（任意様式A4判1～2枚程度。できるだけ詳細に記入してください。）

<3>ハローワーク紹介状（ハローワークから紹介を受けた人）

#### 【その他の提出書類】

No.	職種	応募書類
1	労働相談員	上記<1>～<3>のみ
2	障害者雇用開拓員	上記<1>～<3>及び <4>自己アピール文（第3号様式） ※テーマ「自分の経験・知識を障害者雇用開拓業務にどのように生かせるか」について800字程度にまとめたもの
3	嘱託（公益法人に対する指導・監督・相談業務）	上記<1>～<3>のみ
4	嘱託（埼玉県女性キャリアセンター駐在）	上記<1>～<3>のみ

- (2)第1～3号様式については、埼玉県産業労働部就業支援課ホームページから、それぞれ様式をダウンロードして作成してください。(応募書類は指定様式にパソコンで入力したものに限ります。)
- (3)提出は、郵送又は持参となります。(電子メール及びFAXでの応募はできません。)
- (4)郵送の場合、封筒の表面には「会計年度任用職員(職種名を明記く1労働相談員はA・Bの希望も明記)」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (5)郵送される場合、簡易書留やレターパックなどにより郵便物の追跡ができるようにしてください。簡易書留やレターパック等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (6)持参される場合の受付時間は、月曜日から金曜日の午前10時から正午、午後1時から午後5時までです。なお、労働相談員につきましては、埼玉県庁第2庁舎1階の埼玉県労働相談センターまでご持参ください。(応募職種名がわかるよう御配慮ください。)

## 5 選考方法等について

### (1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

### (2)第二次審査

第二次審査(面接)は、令和8年2月中旬に実施することを予定しています。時間及び詳しい場所については、令和8年2月上旬に連絡します。

	職種	面接場所(最寄り駅)
1	労働相談員	埼玉県庁内(浦和駅)
2	障害者雇用開拓員	浦和合同庁舎内(北浦和駅)
3	嘱託(公益法人に対する指導・監督・相談業務)	埼玉県庁内(浦和駅)
4	嘱託(埼玉県女性キャリアセンター駐在)	埼玉県女性キャリアセンター内 (さいたま新都心駅・北与野駅)

### (3)最終合格

令和8年2月下旬に、第二次審査の受験者全員に結果を御連絡します。

## 6 応募書類の提出及び問い合わせ先

郵送に当たっては、下記の所在地を宛先として明記してください。

	職種	所在地及び電話番号
1	労働相談員	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部就業支援課 労働相談担当 電話 048-824-2111(内線4521) 担当者: 藤岡
2	障害者雇用開拓員	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5(浦和合同庁舎別館1階) 埼玉県産業労働部就業支援課 障害者・若者就業支援担当 (障害者雇用総合サポートセンター) 電話 048-814-2006 担当者: 中田
3	嘱託(公益法人に対する指導・監督・相談業務)	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部就業支援課 シニア・女性活躍支援担当 電話 048-830-4510 担当者: 新井
4	嘱託(埼玉県女性キャリアセンター駐在)	〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野4階 埼玉県女性キャリアセンター 電話 048-601-5810 担当者: 大島

# 案 内 図

## 【埼玉県庁】

- 1 労働相談員
- 2 障害者雇用開拓員
- 3 嘱託（公益法人に対する指導・監督・相談業）

### 産業労働部就業支援課(5F)

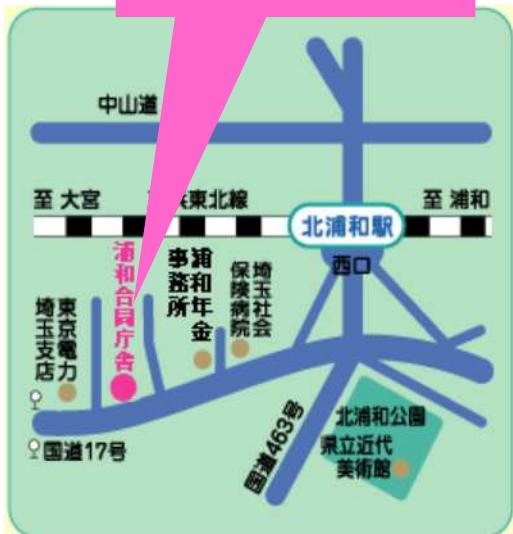


JR 高崎線、東北線、京浜東北線「浦和駅」  
西口徒歩約 10 分

## 【埼玉県障害者雇用総合サポートセンター】

- 2 障害者雇用開拓員

### 浦和合同庁舎 別館 1階



JR 京浜東北線「北浦和駅」西口徒歩約 10 分

## 【埼玉県女性キャリアセンター】

- 4 嘱託（埼玉県女性キャリアセンター駐在）



JR 高崎線、東北線、京浜東北線「さいたま新都心駅」  
西口徒歩約 5 分、JR 埼京線「北与野駅」徒歩約 6 分